



2025 年度（令和 7 年度）

重点要望

データ利活用促進とセキュリティ基盤強化
～一体でのデジタル改革を目指して～

2025 年 5 月

一般社団法人 日本 IT 団体連盟

はじめに

近年、サイバーセキュリティの脅威は増しており、行政機関や企業のセキュリティ基盤強化およびデジタル人材の育成が急務となっている。DX推進による社会経済的メリットの多くは、データ利活用の推進によってもたらされるが、これにはデータの標準化や共通インフラの整備が必要であり、かつ、中央省庁、自治体、企業、一丸となって安心・安全なセキュリティ環境を整備する必要がある。これを踏まえ、今期の政策要望は、データ利活用の促進およびサイバーセキュリティ強化を目指す施策に重点を置いた。また、そのために必要なデジタル人材の育成・確保、そして地域と産業の活性化および多様な社会の実現に必要な施策を盛り込んでいる。

目次

1	デジタル基盤の整備	4
	■官公庁が発注する大規模システムの構築に地方 IT 企業が参画する仕組みの整備.....	4
2	セキュアな環境整備	5
	■ISMAP 制度の見直しに関する政策要望	5
2.1	ISMAP 制度／運用の責任主体の明確化.....	5
2.2	ISMAP 制度／認定機関の拡充.....	6
2.3	ISMAP 制度／監査期間の短縮と審査工数の削減.....	6
2.4	ISMAP 制度／ISMAP-LIU の活用	7
2.5	政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に関する改善要望	8
	■サイバーセキュリティ対策の強化支援に関する政策要望.....	9
2.6	上場企業のセキュリティ投資・インシデント報告義務化及び優遇策	10
2.7	中小企業における情報セキュリティ対策強化支援の推進	10
2.8	経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上	11
3	IT 人材の育成.....	13
	■自治体 DX 推進にかかる自治体職員のデジタルリテラシー向上施策.....	13
4	IT 人材の育成 及び 地域・産業の DX 推進	14
	■AI 活用のための環境整備等に関する政策要望	14
4.1	全国統一教育プラットフォームの構築.....	14
4.2	AI 利活用に係る各種業法や土業などの規制についての見直し.....	15
4.3	生成 AI 導入支援で DX 推進加速化.....	15

1 デジタル基盤の整備

■官公庁が発注する大規模システムの構築に地方 IT 企業が参画する仕組みの整備

【要望の理由・背景】

- 現在の入札制度では、資格要件、支払要件などが厳しく、結果として中堅・中小企業、地元企業の市場参入が難しい。
- 2023年3月にデジタル庁情報システム調達改革検討会より開示された「デジタル庁情報システム調達改革検討会最終報告書 簡易版」によると、中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大を実現するための取り組みとして、「技術力を有する多種・多様な企業の参入円滑化」および「DMP導入検討」が計画されている。
- これにより、透明性、競争性などが向上され、中小を含めた多くの企業の参入障壁は下がることが見込まれる。
- またベンダーロックインの排除についても計画されており、企業が公平に入札に参加できるようになることが期待される。しかし、中堅・中小企業、地元企業の参入チャンスを増やすためには、今の計画に加え、より中小企業の現状に寄り添った施策が必要と考える。
- これにより地方IT関連業者の創業増加及び技術の底上げを行い、地域ユーザーのDX推進及びセキュリティ対策などに寄与することが可能になると考える。

【要望内容】

1. 中小企業が連携して受注する仕組み作
JV制度及びJVでの入札が容易になり加速されるような入札資格制度の見直し。
 - JVでの入札資格取得を可能とする。
 - 首都圏と地方企業でのJVを推奨し、その取り組みに補助金制度を設ける。
2. 完全競争入札ではなく、地元及び中小企業に発注枠を設ける。
3. 完成検収後決済ではなく、工事進行基準に準拠しフェーズ毎の検収を可能にし、支払いも検収に合わせて実行する。
4. 開発期間中の政府融資制度などを創設する。

根拠法令/関連予算/関連税制：地方自治法施行令第167条の5

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省、総務省、デジタル庁

2 セキュアな環境整備

■ ISMAP 制度の見直しに関する政策要望

【要望骨子】

1. 運用の責任主体の明確化
 - 責任主体の明確化、議事録の公開
2. 認定機関の拡充
 - 監査法人の拡大
3. 監査期間の短縮と審査工数の削減
 - 他認証制度との重複、サービスごとにISMAP制度の登録が必要な点
4. ISMAP-LIUの活用
 - 費用が高額、スタートアップ企業も含め参入障壁あり
5. 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に関する改善要望
 - 初期登録並びに更新に必要な監査費用が大きな参入障壁
 - ISMAPの対象となる政府組織や暫定措置の扱いが不明確
 - 民間企業が投資判断に必要な情報が不足

2.1 ISMAP 制度／運用の責任主体の明確化

【要望の理由・背景】

- ・ 制度設計と運用の責任主体が不明確。ISMAPに関しては総務省、経済産業省、デジタル庁、NISC、IPAが担当をしているが制度全体の課題等をどこと話をし解決をしていくことができるのかが不明確。総務省は広報を担っており、デジタル庁はDMPの部分に関与しており、NISCは運営委員会の事務局をしているに過ぎないという説明を受けているが、これではどこが責任を持って全体をガバナンスしているのかわからない。
- ・ 「情報セキュリティ管理・運用の基準」「監査機関登録申請者に対する要求事項」等について、ISMAP運営委員会でどのように議論が行われ決定されたのかといった意志決定プロセスが不透明であり、ようやく公開されることになった議事要旨では開示として不十分である。特に委員名簿が公開されていないため利害関係者が委員となっているかどうかを外部の民間の目でチェックもできない状態にある。

【要望内容】

- ・ ISMAP制度全体について最終的に責任を持つ行政庁を明確にし、制度のガバナンス体制を見直していただきたい。
- ・ 法律上の明文の根拠なく委員の構成員を秘匿することは行政機関としての透明性を欠いているので、委員名の公開と議事録を公開いただきたい。なお、個別事業者の案

件を取り扱うこともあるため議事録の公開はできないとの説明を受けているが、部分的に非開示が適切なものがあるとしても、非開示とする手続を公開すると同時に、非開示の必要がない部分については全て公開することを前提とすべきではないか。

根拠法令/関連予算/関連税制：サイバーセキュリティ基本法、「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、NISC、総務省、経済産業省

2.2 ISMAP 制度／認定機関の拡充

【要望の理由・背景】

- ・ 監査認定機関が5社
(https://www.ismap.go.jp/csm?id=audit_institution_list) と少なく、競争原理が発生せず、結果費用が高額となっている。

【要望内容】

- ・ 経済合理性の観点でみても、もっと情報を開示することで申請を容易にすべき。
参考：ISMS認証機関は30社程度 (<https://isms.jp/lst/isr/>)

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、NISC、総務省、経済産業省

2.3 ISMAP 制度／監査期間の短縮と審査工数の削減

【要望の理由・背景】

- ・ 報告書の作成を含む監査期間（最短3+3か月、通常1年+3か月）とISMAP登録支援機関による審査（初回平均6か月）を登録に要するため、最新のサービスがリリースされてから利用できるまでに、最短1年、最長1年9か月を要する状況であり、アジャイル型に新規サービスを連続リリースするDX推進とイノベーション技術導入を阻害している。
- ・ 運用状況評価は工数における負担が大きい割に、整備状況のみを毎年監査することで十分評価のレベルを担保可能であるため、廃止することが十分可能であり、他の認証との証跡の準用が容易になるものと思われる。
- ・ 会計監査と異なり監査法人に法的な責任を課するような仕組みではないにも関わらず、過剰な審査が行われているため、日数も費用もかさんでいるだけでなく、CSP側に監査専門者を確保しないと対応できないレベルが求められているのが実態。
- ・ 審査の進捗状況が見えないことも不安要素の一つであり、IPA内部での進捗をより詳

細に公開することはできないか。審査会は2か月毎に実施されていると推察しているが、本議事録を参照しても審査の状況を確認することができない。状況が確認できることで不安要素は削減されるものとする。

- 参考：クラウドサービスリストの直近更新状況：2024/10/30：2件、2024/9/2：2件、2024/7/29：2件、2024/7/1：1件
- 現在は70を超えるサービスがリストに登録されているが、年間を通じて具体的にどのようなスケジュールをもって審査更新される見込みであるのか不明。更新手続きとしては、①外部監査機関でのレポート受領、②必要に応じ改善計画、完了報告 ③審査となるが、①から③まで半年以上経過しているのが現状である。時間が経過することで意識、記憶も薄くなり非効率である。
- サービスごとにISMAP制度の登録が必要であり、費用が高額なため、登録済の企業でも追加サービスの登録を断念したり、スタートアップ企業では対応できない。

【要望内容】

- ガバナンス及びマネジメント領域に関する要求は、ISO/IEC27001、27014、27017認証の実績とのマッピングにより、管理策ごとに参照する事で差分認証を可能にし、CSP事業者にとっての多重投資を抑制すべき。
- ガバナンス基準、マネジメント基準に関しては統制の変更が無い限り、サービス単位で異なるものではないため、新規サービスリリースに際して再度監査する必要性は、リスク管理の観点からも非常に低いので、省略が可能ではないか。制度改善の取り組みが、ISMAPの監査技法そのものの特殊性を維持したまま、監査サイクルの複数年への分散により監査コスト削減をめざしているため、ISO/IEC27xxやSOC2/3の監査証跡の準用を可能な監査技法見直しをすべき。
- 既に登録済企業においては、追加サービスを申請する際、共通する監査項目を除外することなど検討いただきたい。

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、NISC、総務省、経済産業省

2.4 ISMAP 制度／ISMAP-LIU の活用

【要望の理由・背景】

- ISMAP-LIUの採用判断が利用者に委ねられている。行政機関が豊富なエンジニアやシステム専門家を抱えているのであれば別だが、現状、システム利用が、Low-Impactであるかどうかを利用者側に委ねることは、ないものねだりに過ぎないのではないかと。
- 認定プロセスにおいて利用者側に求めるべき「業務影響度評価」をCSPが実質的に

うことは適切ではない。管理策の官庁対象を複数年に分散させることで監査費用の負担を減らす制度だが、代わりに内部監査報告書を保管しておく必要があるため、CSPの負担は変わらない。

- Low-Impactであるという評価を特定政府機関に出してもらわない限り、監査手続きに入れないため、事実上リスク評価の説明をCSP自前で用意する必要がある。
- 評価を出した特定機関がサービスの使用をやめた場合、改めて別の機関に評価をしてもらわなければLIUのリストから外されてしまう。
- LIUを取ることで入札要件として有利になる案件がないため、投資するならISMAPにするしかないが、ISMAP取得には高額で環境を整えなければならないため小規模事業者では最初からあきらめてしまう。スタートアップやベンチャー企業にやさしくない仕組みになっている。
- ISMAPも同様だが費用対効果がはっきりせず、その中でもISMAP-LIUの優位性もはっきりしないために登録がいまだに1件（2024年10月31日時点）となっている。

【要望内容】

- 「業務影響度評価」をやめ、SaaS専用といった位置付けが必要である。

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、NISC、総務省、経済産業省

2.5 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に関する改善要望

【要望の理由・背景】

- 2020年よりISMAPの運用が開始された。担当省庁はISMAPの改善に向けて尽力されているが、制度を利用する側にとってはまだ多くの課題が残っていると認識している。主要な課題である下記3点について、引き続き、具体的な時間軸ならびに数値目標を設定して改善をお願いしたい。
1. 初期登録並びに更新に必要な監査費用が大きな参入障壁
 2. ISMAPの対象となる政府組織や暫定措置の扱いが不明確
 3. 民間企業が投資判断に必要な情報が不足

【要望内容】

- 政府の目指すクラウド・バイ・デフォルト早期実現のため、本制度は大変重要であると認識。以下3点の検討をお願いしたい。
1. 初期登録並びに更新に必要な監査費用が大きな参入障壁
 - 「ISMAP制度改善の取組み」にて制度所管省庁(NISC、デジタル庁、総務省、

経済産業省)が本件を認識し、監査項目の見直しを実施していることは承知しているが、その削減率はまだ十分とは言えず(特に初回登録時)、継続しての取り組みをお願いしたい。

- 特にISMS、SOC2、FedRAMP等の認証と重複する監査項目も多い。すでに取得済み認証で監査済みの項目は免除するなど、抜本的対策をお願いしたい。

2. ISMAPの対象となる政府組織や暫定措置の扱いが不明確

- 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等により、原則ISMAP登録サービスの採用を規定しているが、対象となる組織が明記はされていない。サプライチェーンリスクの観点からもGSS、LGWAN等を通じて接続される自治体等の組織や重要インフラ企業は対象とすべきと考えるので、本基本方針の対象の明記を望む。
- 上記「基本方針」では、「原則」「暫定措置」など抜け道となる表現が多く、政府組織が「暫定措置」等を利用する際の規定や審査過程についても明確化すべきと考える。

3. 民間企業が投資判断に必要な情報が不足

- 上記1、2に関連し、監査費用という大きな投資を必要とするにも関わらず、本制度によりカバーされる市場規模が不明確であり、費用対効果を測りかねて本制度への参加を躊躇するケースは多いと推察。政府が考える政府・民間におけるISMAPの適用範囲を明確にすることが必要と考える。

根拠法令/関連予算/関連税制：

- ISMAP設置根拠 NISCサイト「設置根拠」の項
(<https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/ismap.html>)
[政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて]参照
- ISMAP基本枠組み-図解
(https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/wakugumi2021_gaiyou.pdf)

規制監督省庁/関連省庁：NISC、デジタル庁、経済産業省、総務省

■サイバーセキュリティ対策の強化支援に関する政策要望

【要望骨子】

- 上場企業のセキュリティ投資・インシデント報告義務化及び優遇策
 - 有価証券報告書に、当該企業のサイバーセキュリティ対策について詳細を記したホ

ホームページのURLを記載することを義務付ける。また適時開示の対象に「サイバー攻撃の発生」を追加し、迅速な対応と情報共有を義務化する

- 中小企業における情報セキュリティ対策強化支援の推進
 - 情報セキュリティ対策強化におけるセキュリティリスクの現状評価（アセスメント）、導入計画策定業務等に対する複数年に亘る補助金制度の創設
- 経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上
 - 国産のセキュリティ製品、サービス、インフラへ依存度を計測する国産化率の指標（サイバー自給率）を整備するとともに、目標値を設定し海外への依存度の軽減を図る 等

2.6 上場企業のセキュリティ投資・インシデント報告義務化及び優遇策

【要望の理由・背景】

- 現在、個人情報漏洩インシデントに関わる情報公開は迅速化しているが、その他のサイバー攻撃に関するインシデントについては未だに隠される傾向があり、我が国のサイバーセキュリティ能力向上において障壁となっている。また、サイバーセキュリティ対策への投資に積極的な企業が増えている一方で、対策を不要なコストと認識する経営者も少なくない。これに加え、企業間での透明性の不足が国内外の競争力低下につながるリスクがある。さらに、国内の製品やサービスに対する信頼性の向上、国産産業の育成、及び公平な競争環境の整備が喫緊の課題であり、これらを包括的に解決するための政策が求められている。

【要望内容】

1. サイバーセキュリティ情報の公開義務化

有価証券報告書に、当該企業のサイバーセキュリティ対策について詳細を記したホームページのURLを記載することを義務付ける。その記載内容の成熟度に応じて「サイバーセキュリティ経営銘柄」として評価・選定し、企業間での競争を促進する。

2. 適時開示の拡大

適時開示の対象に「サイバー攻撃の発生」を追加し、迅速な対応と情報共有を義務化することで、同様の攻撃が他社に波及するリスクを軽減する。

根拠法令/関連予算/関連税制：

規制監督省庁/関連省庁：金融庁・経済産業省

2.7 中小企業における情報セキュリティ対策強化支援の推進

【要望の理由・背景】

- 中小企業のうち上位規模の企業は、ITシステムの高度化、業務データ量が多い、複雑なサプライチェーン構造などの理由からアタックサーフェスが広く、現に昨今、サイバー攻撃被害が急増し、被害企業の事業継続に影響を及ぼすだけに留まらず、一企業の業務停止がサプライチェーン全体に影響する事態となっている。
- 一方で、それら企業にセキュリティ対策にかけられる費用面での余裕は無く、社内に対策強化を推進するセキュリティ人材もいない上、現状の支援施策は事業内容やリスク評価に基づく対策導入や、その運用までを広く支援するものが乏しい。

【要望内容】

- 情報セキュリティ対策強化における次の役務サービス業務に対する複数年に亘る補助金制度の創設
 1. セキュリティリスクの現状評価（アセスメント）、導入計画策定業務
 2. セキュリティ対策システムの導入、および、運用（監視・保守）業務
 3. 運用評価業務（次年度以降の運用計画策定を含む）

根拠法令/関連予算/関連税制：

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省

2.8 経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上

【要望の理由・背景】

- 経済のグローバル化で海外依存度が高まる一方、国際紛争やパンデミック、自然災害等によるサプライチェーンの寸断リスクが高まり、経済安全保障の重要性がましている。しかし、市場のビジネス的要請に頼ったサイバーセキュリティ対策では、効率性やコスト競争力等から、巨大資本を背景とした海外ベンダーに太刀打ちできない。そこで、国力の維持、向上につなげる基盤として、サイバーを含むITインフラについて、他国への依存度を軽減し、国として自律的コントロール権を確保する必要がある。

【要望内容】

1. 国産のセキュリティ製品、サービス、インフラへ依存度を計測する国産化率の指標（サイバー自給率）を整備するとともに、目標値を設定し海外への依存度の軽減を図る。
2. 安全保障の観点から海外製品を使える領域使えない領域を明確にする。
3. 国産セキュリティ対策製品・サービスの開発支援、例えば国産サービスに対する（単年度でない）複数年契約可能なクーポンや補助金の設定。

4. 政府機関における、国産セキュリティ対策製品・サービス採用促進。
5. 海外マーケットにおける、日本製セキュリティ対策製品・サービス販売促進。
6. 新製品やサービスのサイバーセキュリティを検証する共通環境を政府主導で整備する。
7. 公平な競争を確保するため、かつ、市場の多様性と企業の選択肢の拡充を図るためプラットフォーム規制の強化を行う。

根拠法令/関連予算/関連税制：

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省・内閣官房

3 IT人材の育成

■自治体 DX 推進にかかる自治体職員のデジタルリテラシー向上施策

【要望の理由・背景】

- 自治体DX推進が急務である一方、若手職員などをDX推進リーダーとして据える自治体はでてきているものの、自治体職員全体のDXに対する意識はまだ高くなく、働き方の変化も見えにくい現状のため、普通退職者も年々増加する現状
- 自治体を始めとする公務員のデジタルリテラシー向上施策を自助努力で進めても、結果が出る前に現状の働き方に引き戻されることが多く、なかなか自治体全体のDX推進に向けた風土変革は進んでおらず、トップダウンでの政策が必要と考える

【要望内容】

1. リテラシーに関する要望

- 公務員のデジタルリテラシーをわかりやすく見える化するための資格（ITパスポート試験など）の資格受験にかかる費用（資格対策講座、資格受験費用、交通費）などの予算化
- 資格取得者に対する報酬面でのインセンティブ（昇給など）の人事制度へ反映によるリテラシー浸透の加速化
- 管理職層への一定割合の取得目標の設定

2. 育成対象者

- 社会人（地方公務員や国家公務員）

3. 施策対象域

- 中央官庁および地方自治体

根拠法令/関連予算/関連税制：給与法・給与条例

規制監督省庁/関連省庁：

- 総務省 自治行政局 給与能率推進室
- 経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課
- 人事院、人事委員会

4 IT人材の育成 及び 地域・産業のDX推進

■ AI活用のための環境整備等に関する政策要望

【要望骨子】

- 全国統一教育プラットフォームの構築
 - 地方と都市部における教育資源の不均衡すなわち教育格差を改善するために、AIを用いた全国統一型の教育コンテンツプラットフォームを構築する
- AI利活用に係る各種業法や士業などの規制についての見直し
 - AIに回答をさせて使うことが特定の資格保有者に限って認められている業務の提供に該当するのかという課題に対して、当該行為を行うものではないという整理を一括法によって行うことを提言する
- 生成AI導入支援の補助金創設
 - 生成AIを活用したDXには導入時の初期費用が大きな負担となっている状況に鑑み、企業や組織に導入し、その後の運用に必要な費用をサポートする制度の設立を求める

4.1 全国統一教育プラットフォームの構築

【要望の理由・背景】

- 現在、地方と都市部における教育資源の不均衡すなわち教育格差は、地方分散型社会を実現する上での障壁となっている。この教育格差により、地方在住者が同等の教育環境を得られないという懸念があり、結果として多くの人々が都市部での子育てを選択する傾向にある。
- また、近年は多様なバックグラウンドを持つ生徒の数が急増しており、一律の指導方法では個々の学習者のニーズに応えることが難しい状況である。生徒が自身の学習進度を把握し、それぞれに合ったやり方で学習を進めていくことが重要となる。
- このような状況を改善するために、AIを用いた全国統一型の教育コンテンツプラットフォームの活用が必要不可欠である。AIは各生徒の学習パターンを分析し、その生徒に合わせた個別の学習プランを作成することが可能となる。例えば、生徒の進捗、学習方法の傾向、強み、弱点や学習するうえで何につまずいているかを把握し、それに応じた学習コンテンツを提供する。これにより、生徒は自分で学年、教科、単元を選択し、自身に合ったドリル教材に取り組むことができ、基礎学力の定着を図ることが可能となる。このような支援体制の構築によって、学習者が自主的に進捗を把握し、学びを深められるようになることが、全ての教育格差の是正につながるのではないかと。
- また、家庭環境や教育環境などによるデジタルディバイドを生まないため、教育機関や教育機関外の公共施設におけるアクセス環境整備など、全ての生徒が平等にプラットフ

ホームへアクセスできる施策を講じるべきである。

【要望内容】

- AIを用いた全国統一型の教育コンテンツプラットフォームの構築

関連予算：次世代の校務デジタル化推進実証事業

根拠法令：個人情報保護に関する法律、学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針

規制監督省庁/関連省庁：文部科学省、デジタル庁

4.2 AI 利活用に係る各種業法や士業などの規制についての見直し

【要望の理由・背景】

- AI に回答をさせて使うことが特定の資格保有者に限って認められている業務の提供に該当するのかが課題となりつつある。（例 契約レビューに関する弁護士法との関係整理のための法務省ガイドラインなど）
- 今後、ますますAI利用が広がり、同様の整理が個別に求められることはイノベーションの阻害に繋がること、特定領域に限らず提供されているAI（例えば、ChatGPT）で利用者が特定領域に限定して提供されるAIと同様の使い方をする事は禁止できないこと（汎用AIが専門領域を学習させていることも防ぐことはできない）ことに照らすと、この課題に本質的な対応をしておくことが求められていると言える。

【要望内容】

- その観点から、AI テクノロジーはコンピュータによる統計的処理によって結果を出しているものであり、その結果を使うことは、書籍で記述されたアルゴリズムに沿って結論を出す行為と対比して考えればわかる通り人を代替するものではなく、専門家を代替するものではないという注記をすることを条件に、各種「士」業法で特定の資格者のみに認められている行為を行うものではないという整理を一括法によって行うことを提言する。

根拠法令：弁護士法第72条、法務省ガイドライン「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」

規制監督省庁/関連省庁：法務省、内閣府

4.3 生成 AI 導入支援で DX 推進加速化

【要望の理由・背景】

- デジタルトランスフォーメーション（DX）は、企業や組織の競争力向上と持続可能な発展のために不可欠である。特に生成AIは、DXの中でも業務の効率化や新たな価値の創出を可能にする重要な技術である。例えば導入により、大量のデータを迅速に処理し、洞察を得る能力を持つため、企業意思決定をより迅速かつ正確に行うことができる。これにより、新製品やサービスの開発が加速し、競争力が向上する。また、業務プロセスの自動化を通じてコスト削減を実現し、消費者への価値提供が向上する。
- しかし、生成AIを活用したDXには、導入時の初期費用が大きな負担となっている。企業の規模を問わず、当該コストが生成AIの導入・運用を躊躇させる要因となっている。生成AIの利用に関する諸外国のスピードに未だ日本は追いついていないと難しい状況にあることから、こうした状況が継続すれば、日本全体の生産性の相対的な低下は著しいものとなり、国家全体の喫緊の課題であるといえる。したがって、企業の規模に関係なく、生成AIの導入にかかるコストに対する支援を行うことで、これらの社会的・経済的効果を最大化し、国全体でのDX推進を加速化する必要がある。

【要望内容】

- 生成AIを企業や組織に導入し、その後の運用に必要な費用をサポートする制度の設立を求める。企業の規模にかかわらず、生成AI関連のソフトウェア導入費、インフラ整備資金に対する補助金・助成金の支給する制度を導入する。また、生成AIの技術導入に関する研修やコンサルティングサービスの費用も補助対象とし、持続可能なDX推進の支援を行うことを提案する。

根拠法令/関連予算/関連税制：情報通信技術（ICT）活用促進法、産業競争力強化法、中小企業基本法

規制監督省庁：デジタル庁、経済産業省、総務省、中小企業庁